

秋田市景観重要建造物等保存事業費補助金交付要綱

平成23年5月16日
市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、秋田市景観条例（平成21年秋田市条例第29号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、景観形成に寄与すると認められる建造物又は樹木の保存に要する経費に対し景観重要建造物等保存事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、景観上重要な建造物や樹木の保存に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観重要建造物 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する景観重要建造物のうち、おおむね昭和20年までに建築されたものをいう。
- (2) 景観重要樹木 法第28条第1項に規定する景観重要樹木をいう。
- (3) 歴史的建造物 おおむね昭和20年までに建築され、その外観が秋田の歴史的景観にふさわしい建造物（固定資産税が非課税となっているものを除く。）をいう。

(交付対象者)

第3条 交付の対象となる者は、景観重要建造物、景観重要樹木もしくは歴史的建造物の所有者又は当該所有者から権限を委任された者で、秋田市税を滞納していないものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、景観重要建造物、景観重要樹木又は歴史的建造物の外観の保存又は修景を図ることを目的として交付対象者が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 景観重要建造物又は歴史的建造物の本体に要する修理および改修

- (2) 景観重要建造物又は歴史的建造物に付帯する各種設備等の外観修景
 - (3) 景観重要建造物又は歴史的建造物に付帯する各種設備等に係る景観の阻害要因の解消
 - (4) 前3号に規定する事業に関する基本設計および実施設計
 - (5) 景観重要樹木の剪定および枝の処理等
 - (6) 景観重要樹木の害虫駆除
- (補助対象経費等)

第5条 補助金は、予算の定める範囲内において交付するものとし、その補助対象経費、額および限度額は、別表のとおりとする。ただし、消費税および地方消費税相当額は補助金の額に含まないものとする。
(限度額)

第6条 同一の景観重要建造物又は歴史的建造物に係る補助金の額は、10年度の間で550万円を限度とする。

2 同一の景観重要樹木に係わる補助金の額は、10年度の間で30万円とする。
(補助金の回数等の制限)

第7条 補助金の交付は、同一の会計年度内において1回限りとする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(事前協議)

第8条 補助金の交付を希望する者は、市長が定める期限までに秋田市景観重要建造物等保存事業費補助金交付事前協議書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に事前協議をしなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 設計図書
- (3) 工事費見積書
- (4) 現況写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、事前協議の内容を検討し、必要があると認められるときは、助言し、又は指導するものとする。
3 市長は、事前協議が終了したときは、速やかに秋田市景観重要建造物

等保存事業費補助金交付事前協議済通知書（様式第2号。以下「事前協議済通知書」という。）を交付するものとする。

（交付の申請）

第9条 事前協議済通知書を交付され、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、秋田市景観重要建造物等保存事業費補助金交付申請書（様式第3号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事前協議済通知書（様式第2号）の写し
- (2) 事業計画書（様式第4号）
- (3) 位置図
- (4) 設計図書
- (5) 工事費見積書
- (6) 現況写真
- (7) 秋田市税納税証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、第4条各号に掲げる事業を組み合わせて行うことができる。この場合の補助金の額は、当該各事業に係る補助金の額を合計した額とする。

3 国、県、市およびこれらの外郭団体が交付する補助金等の交付決定を受けた者又は受けようとする者は、同一の事業について補助金の交付を申請することができない。

（交付の決定）

第10条 市長は、交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、秋田市景観重要建造物等保存事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助金の不交付を決定したときは秋田市景観重要建造物等保存事業費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付申請書の提出があったときは、申請の日から起算して14日以内に補助金の交付の可否を決定するものとする。

（交付の条件）

第11条 市長は、補助金の交付決定の際に、交付目的を達成するため必要があると認められるときは、これに条件を付すことができる。

2 前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金を他の目的に使用してはならない。

3 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する行為をするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更するとき。
- (2) 補助対象事業の内容および実施計画を変更するとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止するとき。

4 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

5 補助対象者は、法令その他の関係法規等を遵守するとともに、市長の指示および命令事項を確実に履行しなければならない。

（事業の中止又は変更）

第12条 補助対象者は、交付申請書および添付書類に記載した事項を中止し、又は変更しようとするときは、秋田市景観重要建造物等保存事業費補助金交付（中止・変更）申請書（様式第7号。以下「変更申請書」という。）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の変更申請書には、変更に係わる必要書類を添付するものとする。
（交付決定の変更等）

第13条 市長は、事情変更その他特別の事由により必要があると認めたときは、その補助金の交付の決定の内容もしくは交付条件を変更し、又は、その全部もしくは一部を取り消しすることができる。

2 市長は、前項の規定による取消し又は変更を決定したときは、秋田市景観重要建造物等保存事業費補助金交付変更通知書（様式第8号）により補助対象者へ通知するものとする。

（実績報告）

第14条 補助対象者は、補助対象事業が完了し、又は市長の承認を受けて補助対象事業を中止し、もしくは廃止したときは、その完了又は中止も

しくは廃止の後14日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書（様式第9号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 完成写真
- (2) 事業実績書（様式第10号）
- (3) 工事および委託請負契約書の写し
- (4) 工事および委託代金支払領収書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書
(補助金の額の確定)

第15条 市長は、実績報告書の提出があったときは、速やかに補助対象事業の完了を確認し、その成果が交付決定の内容および交付決定の条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定させ、秋田市景観重要建造物等保存事業費補助金交付決定および額確定通知書（様式第11号）により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助対象事業の完了確認の結果、既に行った交付決定の内容を変更する必要があると認めたときは、変更した内容について、前項の規定による交付の決定をし、補助金の額を確定させるものとする。
(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定させた後に補助金を交付するものとする。

2 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、秋田市景観重要建造物等保存事業費補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。
(補助金の返還)

第17条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、その取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を他の目的に使用したと認められるとき。
 - (2) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。
 - (3) 補助対象事業の施行方法が不適正であると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この要綱の規定又は交付の条件に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずる場合にあっては秋田市景観重要建造物等保存事業費補助金（全部・一部）返還通知書（様式第13号）により、補助対象者に通知するものとする。
- （補助金の経理）

第18条 補助対象者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならぬ。

- 2 補助金の経理に係る帳簿は、現金出納簿、支払証書類その他市長が必要と認める帳票類とする。

（備付け書類およびその保存期間）

第19条 補助対象者は、補助金の経理に係る帳簿のほか、次に掲げる書類を備え付けなければならない。

- (1) 交付申請書およびその添付書類の写し
 - (2) 実績報告書およびその添付書類の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- 2 補助対象者は、その備付けを義務付けられている帳簿および書類については、補助対象事業の実績報告書を提出した日の属する年度の終了後10年間保存しておかなければならぬ。

（財産処分等の制限）

第20条 補助対象者は、補助対象事業により取得した財産又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助金の交付を受けて、第4条第1項第1号および第2号に掲げる事業を行った歴史的建造物については、その外観の変更又は取壊しをしてはならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限

りでない。

(調査等)

第21条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるとときは、補助対象者に報告をさせ、又は帳簿書類その他の物件を調査することができる。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月16日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助金の限度額
第4条第1号に掲げる事業	当該修理および補強に要する工事費、附帯工事費、測量および試験費、機械器具費、營繕費その他の費用として市長が認める経費	補助対象経費の総額の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	300万円を限度として市長が定める額
第4条第2号に掲げる事業	当該外観修景に要する工事費、附帯工事費、測量および試験費、機械器具費、營繕費その他の費用として市長が認める経費		200万円を限度として市長が定める額
第4条第3号に掲げる事業	当該景観の阻害要因の解消に要する工事費、附帯工事費、機械器具費、營繕費その他の費用として市長が認める経費		
第4条第4号に掲げる事業	当該基本設計および実施設計に要する測量および試験費、機械器具費その他の費用として市長が認める経費		50万円を限度として市長が定める額
第4条第5号に掲げる事業	当該剪定、枝の処理等に要する機械器具費、原材料費その他の費用として市長が認める経費		30万円を限度として市長が定める額
第4条第6号に掲げる事業	当該害虫駆除に要する機械器具費、原材料費その他の費用として市長が認める経費		